

青森県教育委員会第855回定例会会議録

1 期 日 令和2年4月3日（金）

2 開 会 午後3時

3 閉 会 午後3時25分

4 場 所 教育庁教育委員会室

5 議事目録

報告第1号 青森県公立学校教員採用候補者選考試験における改善事項について

議案第1号 青森県立図書館協議会委員の人事について・・・・・・・・・・原案決定

議案第2号 青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員の人事について・・・・・・・・原案決定

議案第3号 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則及び青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について・・・・・・・・原案決定

議案第4号 県技芸の保持者の追加認定及び県天然記念物の追加指定について・・・・・・・・原案決定

6 出席者等

・出席者の氏名

和嶋延寿（教育長）、豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴

・欠席者の氏名

なし

・説明のために出席した者の職

田中教育次長、三戸教育次長、古川教育政策課長、赤尾職員福利課長、長内学校教育課長、早野教職員課長、高橋学校施設課長、葛西生涯学習課長、谷地村スポーツ健康課長、佐藤文化財保護課長、仁和高等学校教育改革推進室長

・会議録署名委員

中沢委員、杉澤委員

・書記

西野数馬、藤田真希也

7 議 事

報告第1号 青森県公立学校教員採用候補者選考試験における改善事項について

（早野教職員課長）

教員採用候補者選考試験における改善事項の「受験者を確保するための取組」について、御説明いたします。

資料の1ページから3ページを御覧いただきたい。

（1）の「改善の趣旨」についてであるが、本県の教員採用試験は、民間企業における採用の拡大などにより応募者数が減少している一方で、定年等による退職者が多いことなどにより、採用者数が多い状況が続いており、最終競争率（倍率）は低下傾向となってい

る。特に、小学校においてその影響が大きく、令和元年度実施の教員採用試験では1.9倍となったところである。このような状況を踏まえ、受験者を確保するため、次の4点について改善を図ることとする。

1点目の「他都道府県等の現職者に対する専門教科試験の免除」については、他県で教員をしている本県出身者等の受験を促進するため、現に他都道府県等において小学校の正規教員であり、試験実施年度末で3年以上の経験を有する者について、小学校を受験する場合、第一次試験の専門教科試験を免除するものである。

2点目の「東京都を会場とした試験の実施」については、県外の大学へ進学した本県出身の学生及び他県の現職者等が本県を受験しやすくなるよう、第一次試験を県内3会場に加え、新たに東京都（都道府県会館）においても小学校のみについて実施するものである。

3点目の「小学校体育実技試験の実施種目の見直し」については、小学校受験者の負担軽減及び本県の児童が抱える運動能力の課題を踏まえ、小学校の体育実技試験の実施種目を見直すものである。具体的には、これまで「器械運動」、「体づくり運動」及び「水泳」の3種目を実施していたが、このうち「体づくり運動」と「水泳」を廃止し、新たに「陸上運動（投の運動）」を実施することとし、実施種目を2種目とするものである。

4点目の「教職大学院修了者に対する一般・教職教養試験の免除」については、専門性の高い教員を確保する観点から、教職大学院を修了した者又は教職大学院に在学中の者について、第一次試験の一般・教職教養試験を免除するものである。

(2)の「実施年度」については、令和2年度実施の令和3年度教員採用候補者選考試験から実施する。

次に、改善事項の2点目、「中学校、高等学校及び特別支援学校（中学部、高等部）保健体育実技試験の実施種目の見直し」について、御説明する。

(1)の「改善の趣旨」については、中学校、高等学校及び特別支援学校（中学部、高等部）の保健体育実技試験について、一部の種目において、受験者があらかじめ選択した種目を実施できる仕組み（受験者選択制）を新たに導入するほか、受験者の負担軽減を図るため、実施種目を見直すものである。

(2)の実施種目については、これまでは、「体づくり運動」のほか、「器械運動」、「球技」及び「武道」については2種目ずつ、このほか「ダンス」及び「水泳」の合わせて9種目を実施していたが、このうち「球技」と「武道」について、受験者が1種目を選択して実施する仕組みを導入する。また、受験者の負担を軽減する観点から、「体づくり運動」を廃止するほか、「器械運動」についても1種目とし、実施種目を5種目とするものである。

(3)の「実施年度」については、令和2年度実施の令和3年度教員採用候補者選考試験から実施する。

次に、改善事項の3点目、「栄養教諭試験の実施」について、御説明する。

(1)の「改善の趣旨」については、栄養教諭については、これまで本県の学校栄養職員を対象に任用替えの試験を実施し採用してきたが、本県の学校栄養職員以外にも対象を広げ、教員採用候補者選考試験を実施するものである。

(2)の「実施年度」については、令和2年度実施の令和3年度教員採用候補者選考試験から実施する。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

議案第1号 青森県立図書館協議会委員の人事について

(葛西生涯学習課長)

資料は4ページ、参考資料は1ページから3ページを御覧いただきたい。

図書館法及び青森県立図書館協議会設置条例の規定に基づき設置している青森県立図書館協議会の委員の任期が、令和2年5月12日をもって満了するので、新たに10名の委員を任命するものである。委員は、同条例第2条の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとされている。今回任命する委員のうち、新任は大里公子氏、竹浪廣美氏、松井京子氏、相木麻季氏、宇藤裕夫氏の5名で、須藤紀子氏ほか2名は再任である。

なお、江尻伸太郎氏、佐藤宰氏の2名は、公募によって選考した委員である。

また、委員の任期は、令和2年5月13日から令和4年5月12日までの2年間である。

(豊川委員)

前県立図書館長である佐藤宰氏の任命について、どのように考え任命したのか伺いたい。

(教育長)

公募委員の佐藤宰氏は、前県立図書館長である。図書館長の職であったこともあるが、現在は利用者として、図書館運営について様々見ており、そのような方の御意見を伺えることはありがたいことであると思っている。よりよい図書館運営となるよう、図書館協議会の場で御意見をいただきたい。

他に何か質問、意見はあるか。なければ議案第1号は原案のとおり決定する。

議案第2号 青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員の人事について

(佐藤文化財保護課長)

参考資料の4ページから5ページを御覧いただきたい。

青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員4名の任期が、令和2年5月12日をもって満了となるので、新たに委員4名を任命するものである。杉本孝氏、以下4名の委員全員が再任となる。委員の任期は、令和2年5月13日から令和4年5月12日までの2年間である。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第2号は原案のとおり決定する。

議案第3号 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則及び青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について

(谷地村スポーツ健康課長)

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則及び青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について御説明する。

資料の6ページから8ページを御覧いただきたい。

この度の改正は、「職員等の旅費に関する条例」の題名が、「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」に改正されたことに伴い、当該条例を引用している「青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則」及び「青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則」の関係条項を改めるため、提案するものである。

なお、改正後の規則は、公布の日から施行するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第3号は原案のとおり決定する。

議案第4号 県技芸の保持者の追加認定及び県天然記念物の追加指定について

(佐藤文化財保護課長)

参考資料6ページから9ページを御覧いただきたい。

令和2年3月14日に開催した青森県文化財保護審議会において、県技芸「根笹派大音笹流錦風流尺八」の保持者として「高橋勝良」氏を追加認定し、県天然記念物「法光寺参道松並木」として23本を追加指定することが適当であるとの答申があったため、提案するものである。まず、県技芸「根笹派大音笹流錦風流尺八」は、弘前藩9代藩主寧親の命により、吉崎八彌好道が下総の一月寺に入門して習得し伝えたものであり、今日まで津軽地方に継承されてきた技芸である。「津軽十調子」と呼ばれる独特の伝承曲があり、奏法も特徴的であることから、昭和56年に県技芸に指定され、現在、その保持者は、須藤脩鵬氏、山田史生氏、平尾雄三氏、藤田昌宏氏の4名となっている。「高橋勝良」氏は、県技芸保持者であった故松山定之助に師事し、後に藤田昌宏氏に師事している。津軽十調子を全て習得しており、技術的にも熟達、芸術的表現も優良である。また、弘前錦風流尺八伝承会の一員として活動し、後継者育成にも尽力していることから、貴重な流派であるこの技芸を後世に伝承していくために、県技芸保持者として追加認定するものである。

次に、「法光寺参道松並木」は、延宝4年、法光寺第12代住職らが427本のアカマツを植えたことが由来とされ、昭和33年1月22日、県天然記念物に指定されたものである。今回追加指定するアカマツ23本は歴史的背景が明確であり、樹勢にも問題がなく、追加指定することで並木としての景観的価値が高まると思われるため、指定して永く保護すべきものとする。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第4号は原案のとおり決定する。

その他 新型コロナウイルス感染防止に係る県立学校の対応について

(長内学校教育課長)

令和2年3月25日に開催した第854回定例会後の対応について御報告する。

前定例会では、県立学校について万全の感染防止対策を講じた上で、令和2年度新学期から教育活動を再開する方向で検討していると御報告したところである。

令和2年3月24日付け文部科学事務次官より、「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」通知があった。その通知では、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」が示されており、様々な留意事項が記載されている。このガイドラインを踏まえ、県教育委員会では令和2年3月26日付けで県立学校等に対し、「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」を通知したところである。

通知内容として、県立学校の春季休業期間終了後から教育活動を再開することや、国のガイドライン及び県教育委員会で作成した県立学校版新型コロナウイルス感染症Q&Aなどを参考とし、適切に対応するよう通知したものである。

また、学習指導、学校行事に関する事項、再開に当たっての十分な感染予防対策、手洗いや咳エチケットなど保健管理に関すること、密閉・密集・近距離での会話や発声といった3つの条件が同時に重なる場を避けることなどをお願いしている。加えて、新学期以降の臨時休業を行う場合について示し通知したものである。

(町田委員)

昨日、八戸市の医療機関において新型コロナウイルス感染症患者が発生し、医療機関からの発生であることから多数の方が不安な状況にある。そのような中、予定どおり学校を再開するとのことであるが、八戸周辺の児童生徒や保護者は不安な中での登校となり、本当に再開するのかという思いもある。そのことに関しての対応を伺いたい。

(谷地村スポーツ健康課長)

公立小・中学校の対応については設置者である市町村の判断となるが、県立学校については令和2年3月26日付け通知文書により、新学期以降に臨時休業を行う場合について、児童生徒又は教職員の感染が判明した場合は、「当該感染者の症状の有無」、「地域における感染拡大の状況」等を総合的に考慮し、感染した児童生徒等の出席停止や学校の全部又は一部の臨時休業措置を講じることとすると通知したところである。

また、感染状況が拡大傾向にある地域となった場合には、当該学校に感染者等がない場合でも、積極的な臨時休業措置を県教育委員会が指示することがあるとしている。

引き続き、感染状況等を見定めながら、県健康福祉部等と連携し情報収集に努めるとともに、学校からの相談に適切に対応しながら、児童生徒が安心して登校できるよう努めていく。

(町田委員)

不安な状況の中での再開になるため、様々な問い合わせが多いと思う。しっかりと説明し、不安を和らげて登校できるようにしていただきたい。

(教育長)

このことに関する通知等の対応については、学校教育課長及びスポーツ健康課長から説明したところであるが、児童生徒や保護者が不安を持って学校に来ることがないように十分に説明を行い、安心して学校に来ていただくことが学校教育の基本であるため、丁寧に対応していく。基礎疾患を抱える子どもなど、それぞれの事情がある場合についても、丁寧に対応していくよう県立学校に指導する。

繰り返しになるが、子どもたちが安心して登校するとともに、保護者が安心して学校に送り出せる環境を整えながら再開に向け準備を進めていく。

他に何か質問、意見はあるか。なければ新型コロナウイルス感染防止に係る県立学校の対応については、青森県教育委員会として了解した。